

# 名古屋市教育委員会トップページバナー広告募集要領

## 1 広告媒体

### (1) 名称

名古屋市教育委員会トップページ

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/62-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### (2) アクセス件数

月間 約 6,100 件（令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの平均件数です）

※ このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

## 2 募集する広告

### (1) 広告掲載ページ

名古屋市教育委員会ウェブサイトのトップページ

### (2) 枠数

8 枠

※ 同一の内容またはリンク先の広告については複数枠の掲載の申し込みをすることができません。

### (3) 広告掲載位置

広告の掲載位置は、実際のページをご覧ください。

※ 8 枠中の掲載位置の指定はできません。

※ レイアウトの変更等により、別途広告募集を行う場合もあります。

### (4) 広告掲載料（月額）

1 枠当たり 3,000 円（税抜き）

※ 広告掲載料は、一括前納となります。

### (5) バナー画像規格

ア サイズ…縦 60 ピクセル × 横 160 ピクセル

イ 画像形式…GIF（アニメ不可）または JPEG

ウ データ容量…10KB 以下

※ 画像は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守してください。

#### (6) 掲載期間

令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

- ※ あらかじめ名古屋市公式ウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止期間は、掲載期間から除きます。
- ※ 月単位でご希望の月数の申し込みができます。
- ※ 掲載月により、掲載期間が異なります。詳細は、下表「バナー広告掲載日程表」を参照ください。

#### (7) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）の条件を満たすものとします。

なお、要綱第3条に該当するものは掲載できません。バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブページの内容が要綱第3条に該当する場合も掲載できません。

### 3 募集対象

広告の掲載を希望する事業者等を対象とします。（広告代理業者を含む。）

### 4 申し込み

#### (1) 申し込み方法

申込書に必要事項を記入しバナー広告原稿等を添付の上、下記の申し込み先・担当係まで持参、郵送または電子メールで送付してください。ただし、バナー広告原稿（画像データ）については電子メールで送付してください。

##### 【提出物】

- ・名古屋市教育委員会広告掲載申込書
- ・バナー広告原稿（画像データ）

※ 審査にあたり、他に資料の提出を求めることがあります。（法人の登記簿謄本、納税証明書など）

##### 【申し込み先・担当係】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

教育委員会事務局総務部企画経理課企画経理第一係

電話番号：052-972-3272

電子メールアドレス：a3272@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

#### (2) 申し込み開始日時

令和6年2月20日（火）午前9時

(3) 申し込み締め切り日時

令和6年3月21日（木） 午後5時 必着

ただし、申し込み締め切り後に広告の選定を行い、空き枠がある場合は以下のとおり申し込み締め切り日時を設け、引き続き募集します。空き枠がなくなり次第、募集は終了します。

※ 「対象となる掲載月」の範囲内で、月単位でご希望の月数の申し込みができます。

・バナー広告掲載日程表

申し込み締め切り日時	対象となる掲載月
令和6年4月22日（月） 午後5時 必着	令和6年6月から令和7年4月
令和6年5月20日（月） 午後5時 必着	令和6年7月から令和7年4月
令和6年6月20日（木） 午後5時 必着	令和6年8月から令和7年4月
令和6年7月22日（月） 午後5時 必着	令和6年9月から令和7年4月
令和6年8月20日（火） 午後5時 必着	令和6年10月から令和7年4月
令和6年9月20日（金） 午後5時 必着	令和6年11月から令和7年4月
令和6年10月21日（月） 午後5時 必着	令和6年12月から令和7年4月
令和6年11月20日（水） 午後5時 必着	令和7年1月から令和7年4月
令和6年12月20日（金） 午後5時 必着	令和7年2月から令和7年4月
令和7年1月20日（月） 午後5時 必着	令和7年3月から令和7年4月
令和7年2月20日（木） 午後5時 必着	令和7年4月

## 5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申し込みがあった場合は、掲載希望月の多いものを優先します。これによってもなお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知をします。（審査または抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。）

イ 掲載開始月の前月25日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日）までに、本市の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。

ウ 広告掲載開始日の正午までに、いただいた画像データをバナー広告として掲載します。

## 6 その他

- (1) バナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容がこの要領及び要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載を一時的に停止すること又は契約を解除することがあります。
  - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
  - イ 指定した期日までにバナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容改善が行われない場合
  - ウ 広告掲載決定後に、要綱第3条に該当することとなった場合
  - エ その他、広告掲載が不相当であると判断したときただし、広告掲載を一時的に停止または契約を解除した場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (3) 広告掲載決定の通知を受けたもの（以下「広告主」といいます。）は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (4) 広告主の責に帰さない理由により、15日を超える期間連続して本市が広告を掲載できなかつたときは、納付済みの広告掲載料のうち、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの納付済月額合計額を返還します。なお、返還する広告料には利息は付しません。
- (5) 上記(4)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載料の返還は行いません。
  - ア 名古屋市公式ウェブサイトにかかる機器等の保守または工事を行う場合
  - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
  - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (6) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかつた期間が1日以上15日以下であるときは、広告を掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長します。  
ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。
- (7) 上記(6)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。
  - ア 名古屋市公式ウェブサイトにかかる機器等の保守または工事を行う場合
  - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
  - ウ その他公益上やむを得ない場合

- (8) 掲載中のバナー広告の画像及びリンク先、リンク先ウェブページの内容を変更する場合は、審査を受ける必要があります。変更を希望される場合は、掲載希望月の前々月 20 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日）までに名古屋市に届出し、その指示に従ってください。なお、変更は原則月単位で行うこととします。
- (9) その他、広告掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

**【お問合せ先】**

教育委員会事務局総務部企画経理課企画経理第一係

電話番号：052-972-3272

電子メールアドレス：a3272@kyoiku.city.nagoya.lg.jp